

民間委託等に関する基本方針

平成17年7月

矢吹町行財政改革推進本部

目 次

第1	方針作成の背景と目的	1
第2	基本的な取り組み方法	1
	(1) 全庁的な取り組み	1
	(2) 民間委託等推進の基本原則	1
	(3) 町が主体となって実施すべき事務事業	2
第3	民間委託等の対象	2
	(1) 民間委託	2
	ア 基本的な考え方	3
	イ 委託を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）	3
	(2) 民営化	3
	ア 基本的な考え方	3
	イ 民営化を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）	4
第4	公の施設の管理に関する制度改正	4
第5	民間委託等の決定に当たっての分析等	5
	(1) 町民サービスの維持・向上	5
	(2) 町民の意向反映	5
	(3) 経費節減と事務処理の効率化	5
	(4) 他自治体における民間委託等の状況分析	5
	(5) 民間委託等の受け入れ先の検討	5
第6	推進計画の策定	5
第7	民間委託等実現までの進行管理	6
第8	民間委託等の実施後の評価	7
別紙	事務事業の種類	8

第1 指針作成の背景と目的

近年、地方公共団体を取り巻く社会経済状況は、少子・高齢社会の進行、情報化・国際化の進展、生活様式の高度化、価値観の多様化など様々に変化してきており、さらには、地方分権の進展に伴い、行政需要は、量的・質的にも拡大し、複雑多様化の一途をたどっている。

一方、地方財政は長引く景気の低迷とともに厳しさを増してきている状況にある。

このような状況の中で、拡大・多様化する町民ニーズに対しては、誰が最も効率的で効果的なサービスの担い手となり得るかという視点から、公共サービスの提供における公と民の役割分担のあり方を見直し、公共サービスを質・量ともに確保しつつ、簡素で効率的な行政運営を実現するため、民間活力の積極的、効果的な導入を図っていく必要がある。

本町においては、第三次矢吹町行財政改革大綱及び実施方策に基づき、事務事業の民間委託の推進を積極的に進めてきたところであり、また三位一体改革の影響から今後も厳しい財政状況が予想されることから、地方自治体運営の基本原則である「最小の経費で最大の効果をあげる」を念頭に置き、行財政運営の効率化と住民サービスの向上に努めている。特に、各種の事務事業の執行に当たっては、民間委託・民営化（以下「民間委託等」という。）することにより、行財政運営の効率化と住民サービスの向上が図られるものにあつては、民間企業をはじめ、住民組織・団体などに委託しているところであるが、今後も、民間委託等により効果的であると認められる事務事業については、その執行管理を確実にしながら積極的、計画的に推進を図っていくことが必要である。

この方針は、矢吹町行財政改革大綱に基づき民間委託を推進し、継続的に取り組んでいくため、全庁共通の認識のもとで推進するよう策定するものである。

第2 基本的な取り組み方法

民間委託等の推進に当たっての基本的な考え方は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全庁的な取り組み

民間委託等の推進は、民間活力の導入という一手法により、総合的な見地から今後の行財政運営の効率化等を目指そうとするものであり、全庁共通認識のもとで、職員自ら改革の意識をもって、事務事業の民間委託等を積極的、計画的に推進するものとする。

(2) 民間委託等推進の基本原則

民間委託等の推進に当たっては、個々の事務事業について、行政自らが行うべき本来業務であるかどうかの視点に立って、住民サービスの低下を招くことのないよう行うものとし、行政の関与の必要性や実施主体の妥当性等公的関与のあり方については、別に定める「公的関与のあり方に関する基本方針」に基づくものとする。

町が責任を持って行うべき事務事業について、その実施を民間に委託することにより、

効率的、効果的な業務執行が図られる事務事業については、民間委託を推進する。

民間が主体となってサービスの提供を行うことが望ましいものについては、民営化を推進する。

(3) 町が主体となって実施すべき事務事業

事務事業の民間委託等の検討に当たっては、適法性及び妥当性の観点から、次に掲げる事務事業は民間委託等に一般的になじまないものであり、町が主体となって直接実施するものとし、原則的には検討対象から除くものとする。

- ① 政策判断や意思決定に関わるもの（総合計画の策定、事業の企画、予算編成、例規の審査等）
- ② 公権力行使に判断を伴うものや行政指導的要素が高いもの（許認可、使用料及び手数料の強制徴収、過料の賦課等）
- ③ 法律等の規制があるもの（町税の賦課徴収、工事の監督・検査、家屋の調査等）
- ④ 予算執行等に関わるもの（予算経理、契約事務等）
- ⑤ 国、県、内部組織間等との調整に関わるもの（国、県、関係団体、内部組織との意見調整、協議等）
- ⑥ 公平性の確保が特に望まれるもの（不服申し立てに対する決定、徴収猶予、使用料等の減免事務等）
- ⑦ 機密性、プライバシーの保護の必要性が高いもの（税務、証明書等の交付、人事行政等）

第3 民間委託等の検討の対象

基本的な考えに基づき検討対象から除外された「町が主体となって実施すべき事務事業」以外のものについては、民間委託等の可能性があるが、そのすべてを民間委託等するのではなく、町が適正な管理監督及び検査等執行するなど、行政責任を確保したうえで、民間等が保有する専門的知識・技術や弾力的・柔軟な経営手法等を活用することにより、行政が自ら行うことに比べて、より効果的に業務を執行できるという視点からの判断として次に掲げる事項を民間委託等の検討の対象とするものとする。なお、検討すべき事務事業の類型は、別紙のとおりとする。

(1) 民間委託

【民間委託の定義】

民間委託とは、町が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを保留しつつ、その事務事業を民間企業やNPO法人等に委託すること。

住民サービスや各種の事務事業について、「町が直接実施する必要があるかどうか」また、「民間に委ねることによって質の向上や経費の削減など効率的な業務執行が図ら

れないか」という視点から民間委託を進める対象や課題を整理する。

ア 基本的な考え方

町として責任もって行うべき事務事業について、具体的な実施を民間に委ねることにより、民間のノウハウ等を活用した業務の質の向上やコストの削減など、効率的、効果的な業務執行が図られる場合に民間委託を進める。

イ 委託を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）

(1) 住民サービスの維持・向上

住民サービスが維持又は向上できるか

(2) 経費縮減の可能性

人件費、事業費等の経費が縮減できるか

(3) 事務処理効率の向上

・変動性：時期や時間によって事務事業量に変動があり、常時一定の職員を配置することが非効率であるもの（一時的な調査、測量等の業務）

・単純軽易：標準化かつ定例化しているもの

(4) 専門性

高度な知識、技術等を要し、人材の育成及び確保、設備等の設置を行うことと比較して民間委託等を活用したほうが効果的であるもの

(5) 行政責任の確保と住民の理解

行政責任が確保でき住民の理解が得られるか

(2) 民営化

【民営化の定義】

民営化とは、市場競争原理が適格に働く領域において、「民間でできるものは民間で」という原則に基づき、住民サービスや各種の事務事業を民間部門に移譲することである。施設運営などに関しては、設置者である行政側が施設の維持修繕等を行う「公設民営方式」と施設そのものも移管してすべての運営を民間が行う「民設民営方式」がある。「民設民営方式」の場合は、施設の土地は無償貸与か有償譲渡、建物は無償譲渡若しくは有償譲渡とする。

ただし、民間部門によって提供されているサービスの価格と品質が的確であるかどうかを必要に応じて十分に監視・指導することが必要である。

ア 基本的な考え方

民間の活動の実態を把握し、民間で実施することができるものは民間に委ねることを

基本方向として、町が実施すべきものを精査する。特に公共的なサービス提供は、社会的に最小のコストで最良のサービスを提供できるものが提供主体となることが望ましいことから、次のものについて民営化を進める。

- ① 町がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供の方がコストを含めたサービスの向上が期待できるもの
- ② 民間が提供するサービスで充分であり、町が撤退しても支障がないもの
- ③ 町の事務事業を廃止又は縮小することにより、民間によるサービスの拡大が期待できるもの

イ 民営化を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）

町の事務事業全体を検討対象とするが、特に次に該当するものについては、民営化の可能性が高いので、そうした角度から検討を行うものとする。

- ① 法令等の改正により、行政が実施主体となる必要性が失われたり減少したりしているもの。
- ② 需要が発生する確実性が高いもの及び需要の多いもの
- ③ 同一のサービスを提供する民間事業主体が多いもの又は行政が競合する必要性が薄れているもの。
- ④ 受益者負担を求めることができるもの（利用料金を徴収できるもの）。
- ⑤ 民営化に当たって法令上の制約がないもの又は法令上の制約が弱いもの。なお、規制緩和等による今後の見込みも含めて判断を行うものとする。
- ⑥ 現状よりも経費の低減が期待できるもの。

第4 公の施設の管理に関する制度改正

平成15年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」では、同年9月2日より、公の施設の管理委託については、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」に移行することになった。（同月同日より3年間の経過措置あり。）

公の施設とは、地方自治法第244条に「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている。

現在、本町における公の施設の管理は、これまでの「管理委託制度」に基づき公共団体、公共的団体等に委託しているが、今後は「指定管理者制度」に移行するにあたり、法律の施行後3年以内に指定管理者の選定手続きに係る条例の整備や指定管理者の指定に係る議会での議決が必要となる。

これにより、公の施設の管理については、民間企業やNPO法人などにも委託することができることになったため、その受け皿となりうる民間事業者の把握や発掘に努める。

「指定管理者制度」の導入に当たっては、別に定める「指定管理者制度導入に関する基本方

針」に基づくものとする。

第5 民間委託等の決定に当たっての分析等

民間委託等に当たっては、次に掲げる事項の分析等を行うこととする。

(1) 町民サービスの維持向上

民間委託等を行った場合でも、現状の町民サービスを維持し、又は向上することに配慮する。

(2) 町民の意向反映

必要に応じ、民間委託等に対する町民の意向を把握する。

(3) 経費節減と事務処理の効率化

民間委託等を実施するに当たり、総体として効率性が拡大するか否かを直営と民間委託等とのコストの比較をする。

(4) 他自治体における民間委託等の状況分析

民間委託等の検討の参考とするため、他自治体の民間委託等の現状について調査・分析を行う。

(5) 民間委託等の受け入れ先の検討

- ① 事業遂行に必要な資格や許認可等を得ており、達成されるべき成果が得られる能力を保有していること。
- ② 信用・実績等の的確性を有し、機密保持、業務執行の安全性等、町としての行政責任が確保できる能力を有すること。
- ③ 民間、公社等のほか、NPOやボランティア等非営利団体等の活用を含めて民間委託等の受け入れ先を検討すること。

第6 推進計画の策定

前述の民間委託・民営化に関する基本的な考え方等を踏まえて、民間委託・民営化の取り組みに関する推進計画を定める。

推進計画は、現在、民間委託等に向けて調査研究を進めている事務事業のうち、行財政改革推進本部で民間委託・民営化の方向性が決定したものを対象に策定するものとする。

なお、推進計画の策定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 推進計画の策定にあたっては、住民や利用者等の利害関係者に対し、その計画に関する情報を早めに提供し、意見聴取をするなどして理解を得られるように努める。
- (2) 委託の受け皿となる民間事業者の動向をしっかりと把握し、その選定理由や根拠などを明確にするものとする。
- (3) 事前の検証として、委託化によって想定されるサービスの質や量、コストなど行政直営

の場合との比較を行うものとする。コスト比較を行う場合は、人件費や施設の減価償却費などを含めたフルコストでの試算を行う。また、業務の執行条件や労務条件などの適法性についても十分な注意を払うものとする。

第7 民間委託等実現までの進行管理

事務事業の民間委託等の実施に当たっては、問題点や課題の整理、町民意向の的確な把握、費用対効果の精査、職員の処遇など解決又は処理しなければならない事項が数多く想定される。これら処理事項の進捗状況を管理していくことは、民間委託等の実現性を高めるための重要な要素である。

また、現段階では民間委託等の可能性が低いと思われる事務事業の中に、社会情勢の変化等により、今後可能になるものがあることも考えられるので、このような状況の変化を的確に把握していくことも必要である。

民間委託等の可能性があり、民間委託等の予定時期を明らかにできる事務事業については、民間委託等推進計画により課題整理、委託化移行準備、実施の具体的な時期等を明確にしていくこととする。

また、民間委託等の可能性を含め継続して検討していくもの及びその他事務事業については、毎年度、その可能性を精査し、民間委託等の可能性を求めていき、必要に応じて民間委託等推進計画に随時盛り込み、進行管理に努めるものとする。

推進計画に基づく事務事業の民間委託等の実施等に関しては、次の事項に留意することとする。

- (1) 委託する事務事業については、最も効率よく遂行できる業務単位となるように、業務委託の発注単位について検討を行うものとする。
- (2) 民間委託等の受託者の選定にあたっては、相手側の業務執行能力などその適格性について、調査の上、業務の再委託などしなければ業務執行できないような者は選定しないよう留意すること。
- (3) 入札の執行や契約の締結に際しては、競争性・透明性を確保した手続きによるものとする。
- (4) 行政サービスの低下を招かぬよう、契約書や仕様書等により責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程における町の監督権が機能するよう必要な措置をとるものとする。特に、個人情報等の保護を必要とする業務や機密性の高い業務については、そのための担保や従業員教育の徹底などの措置をするなど適切な管理を行うものとする。
- (5) 民間委託を行った業務は、定期的にサービスの質や委託経費などについて、民間委託の効果を検証し、必要に応じて執行方法や委託料の積算について見直しを行うものとする。

第8 民間委託等の実施後の評価

民間委託等を実施した事務事業については、適正な管理監督のもと行政責任を確認するため、定期的又は臨時的に見直しを行い、その効果等の検証を行う必要があることから、行政評価システムを活用し、評価をするものとする。

別紙

事務事業の類型	事務時事業の例示（他自治体の例等を含む）	
1 定型的な事務事業	① データ入力・集計・管理業務	○大量のデータの電算入力、集計処理 ○データベースの構築、データ管理、台帳整備
	② 調査・統計業務	○定期的に実施している調査や統計 ○各種アンケート・意向調査の実施、報告書のとりまとめ ○調査要領作成等の企画的業務から調査結果の分析まで
	③ 啓発業務	○納税啓発、選挙投票啓発宣伝カーの運転 ○啓発パンフレットの作成、配布等
	④ 財産管理業務	○公有財産等の管理
	⑤ 窓口サービス業務	○受付案内、電話交換 ○資料閲覧・貸出、情報提供業務等
	⑥ 収納・給付業務	○使用料、手数料等の徴収・収納業務 ○給与・手当の計算、支給
	⑦ その他の定型的業務	○文書・資料の整理保存 ○文書の收受、発送 ○備品等の調達、管理
2 業務の形態が時期的に集中するなど常時一定の職員を配置する必要のない臨時的な事務事業	① 展示会等の開催業務	○毎年実施する展示会、展覧会等の開催業務
	② その他臨時的業務	○定期健康診断業務 ○その他毎年実施する業務等
3 専門的な知識、技術、設備等を必要とする事務事業	① 設計・測量・地質等調査業務	○施設設計、図面作成等 ○設計積算業務 ○測量、地質等調査業務
	② 検査・試験・分析・測定業務	○各試験研究機関などが行う検査や試験・分析のうち軽易なもの、定例的なもの ○検査分析業務（検体採取含む） ○定点測定業務
	③ 用地買収業務	○企画的業務・調整等を除く用地買収関連業務 ○測量、地籍調査、物件調査業務 ○登記移転等手続業務
	④ 技術指導・相談・訓練・監督業務	○職場適応訓練業務 ○現場監督業務

	⑤ 保安点検・維持補修業務	○公有施設の定期点検、維持補修等 ○道路監視、維持管理業務（道路巡視・点検等、道路の補修・清掃・除雪）
	⑥ その他専門的・現業的業務	○守衛業務、用務員業務 ○公用車運転業務 ○給食業務
4 各種イベント、研修会、講習会などにおいて民間委託により効果的な運営が期待できる事務事業	① イベント等の企画・運営業務	○基本指針を示したうえでの企画全般（構成・人選・会場確保・個別交渉等） ○会場設営・撤去、駐車場整理、ゴミ処理 ○受付・会場案内
	② 研修会・講習会の企画・運営業務	○専門資格者向けの研修会、一般町民向けの講習会、懇談会、シンポジウム、セミナーの企画・運営業務
5 公共施設の管理運営など民間の自主性の発揮により弾力的・効果的な運営が期待できる事務事業	① 公共施設等管理運営業務	○公共施設等の管理運営業務
	② 庁舎等維持管理業務	○庁舎、その他公共施設の警備、環境整備、電気・機械等設備の保守点検・修理、ボイラー・空調設備等の維持管理等
	③ 公用車等管理業務	○公用車の運行、管理
6 高度の専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できる事務事業	① システム開発・維持管理業務	○コンピュータソフト開発、システム開発等の情報化関連業務 ○システム企画開発、運用支援、維持管理業務
	② 調査・試験・研究業務	○各種業務の調査・試験・研究
7 その他同種業務を行っている民間の事業主体が多いものなど民間委託に	① 広報誌・番組の政策業務	○広報業務 ○広報資料作成業務
	② 職員研修業務	
	③ 福利厚生業務	
	④ その他	○誘致や販売促進業務（町産品販売促進 PR 等） ○各種宣伝業務